

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 269 回

皆様、今年 1 年はどんな年だったでしょうか？
 正月に樹られた目標は達成できましたか？
 どれくらいの仲間や友達が出来ましたか？人脈は増えましたか？
 ところで来年はどんな年になるか？ですが

- ① 復権を果たすアメリカ
 シェール革命によりガスの輸出国になり、財政赤字が減少し、ドルが強くなってきます（そうすると円も相対的に安くなる？）
- ② 中国はやはりあまり良くありませんし、日本との間も現状よりあまり良くなりませんね
- ③ したがって、日本の経済はどうなるかですが
 日本の国際競争力は少しだけ UP しますが、円安によるコスト UP と引き続く研究開発活動の低下により、あまりめざましい成長力 UP は望めませんね。
 消費税率の上昇による悪影響も心配の種ですね。
 したがってやはり来年も自力で勝ち抜くよりしかたありませんね。

① コスト引下げ見直し作戦と

② 技術力、サービス力の UP 作戦と

そして③ アベノミクスが掲げる成長分野へのチャレンジ

特に ① 健康増進産業

② 医薬品、医療機器向け産業

③ 高齢者向け住宅等のサービス

④ クリーン（再生）エネルギーへのチャレンジ

等ですね

努力すれば必ず望みは達成します。

さあ希望を持って頑張りましょう

そして前田会計をよろしく願いいたします

前田の《今人生を語る》第 174 回

めざめよ日本人 97

今年はまだに構造転換元年の始まりです。

- ① 人口構造の転換
 ② 産業構造の転換
 ③ 経済の転換
 ④ 世界の変革、転換

この変化にいかにして対応するか、対応できなければ生き残れない（淘汰されてしまいますよ）日本も、日本人も。

さあまた一歩から勉強だ、勝ち残ろう！！

相続税法の改正

松村英治

《改正点の一番のポイント》

- ◆ 平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続について、次のように改正されます。

相続税の基礎控除額の縮小

現行 $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$
 \Downarrow
 改正後 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

基礎控除が 6 割に縮小されました。

遺産が基礎控除以下の場合には、相続税の申告は必要ありません。

【例】法定相続人が、配偶者、子供 2 人で遺産 8,000 万円の場合

(改正前) $8,000 \text{ 万円} - \text{基礎控除}^*8,000 \text{ 万円} = \text{申告不要}$
 $\text{※ } 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 8,000 \text{ 万円}$

(改正後) $8,000 \text{ 万円} - \text{基礎控除}^*4,800 \text{ 万円} = 3,200 \text{ 万円}$
 (相続税の申告必要)
 $\text{※ } 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$

- ・ 但し、配偶者が 1 億 6,000 万円までの相続財産を取得した場合は納税額は発生しません
- ・ しかし、この場合も、二次相続（残された配偶者の相続）において納税額が発生するケースも考えられます
- ・ このように、特別な富裕層でなくても十分に相続税の納税義務者となる可能性が出てきます

また今回の改正には、税率構造の見直しにより、基礎控除の改正も含めて

相続税の増税が見込まれるため

- ・ 財産額の把握
- ・ 納税資金の確保
- ・ 財産の生前移転
- ・ 評価額の引き下げ

等々の事前の準備が必要となってきます。

⇒ 当事務所では相続に関する事前相談等も行いますので、お気軽にご相談ください。